

私たち教職員は、求められる教職員像及び教育の原点を常に意識し不祥事を根絶します。

不祥事防止のための行動計画

東広島市立豊栄小学校
作成責任者 校長 曾根 芳子

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○服務研修において事例研修を行っているが、その都度理解はするものの日常生活では、自分の都合のよさ等で判断しがちである。 ○教育公務員としての立場を踏まえ、私人としての価値観で判断や行動する場面が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○服務研修の方法や内容等を見直し、自らを振り返るようにする。 ○常に教育公務員であるという自覚をもち、公私混同しないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事案を中心に、規範意識の欠如がもたらすさまざまな結果を具体的に研修する。 ○日常の言動の中に、公私混同につながるものがないか、職場内で気付き合い、正しい認識と行動に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事例研修の後、感想等をカードに記入し振り返る。(適宜) ○管理職が教職員一人一人と面談し、適正な職務に服することができるようにする。(年3回・適宜)
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の中には、本校でのこれまでの経験ややりやすさで判断し、教職員どうしの相談で業務を行う場合がある。その際、法令等の適正な判断根拠に気付いていない。 ○管理職への報告・連絡・相談が少なく、自分の思い込みで行動することがある。 ○服務研修は管理職が行うことが多く、受身になりがちである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校長を中心とした組織的な運営を行い、法令等に基づき適正な判断で職務を遂行する。 ○管理職への報告・連絡・相談・確認を徹底する。 ○服務研修の内容や方法等を見直し、身近な事例や一人一人が不祥事を起こさないために工夫していること等を取り上げ、研修効果が実感できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○起案・校務運営委員会・職員伝達会という流れの徹底を図る。その際、法令等の判断根拠を具体的に指導していく。 ○報告・連絡・相談・確認がなぜ必要なのか、適宜教職員に伝えていく。また、平素から教職員の言動を把握し、具体的に指導する。 ○服務規律年間計画に、研修担当者を割り当て、資料準備、またグループ協議などを取り入れ、主体的な研修となるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校務運営委員会で、年間計画に基づき、起案等の進捗状況を確認する。(毎月) ○管理職と教職員、教職員相互の、意思疎通状況を確認する。(暮会 毎日) ○不祥事防止委員会で服務規律研修年間計画の進捗状況を確認する。(毎月)
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○校内に「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、保護者・地域に周知しているが、利用数が多いとはいえない。 ○市教委の「心と命の相談ダイヤル」を児童・保護者に周知しているが、認知度が高いとはいえない。 ○心のサポーターの配置があるが、相談者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談窓口」の周知方法を工夫し、安心して相談できる体制をつくる。 ○「相談ダイヤル」の周知を図り、相談しやすい体制をつくる。 ○心のサポーターの有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教室掲示・学校だより・行事予定表(保護者版)・HP等により、周知を図り、児童や保護者が気軽に相談できるようにする。 ○心のサポーターが教室巡視を行い、教職員だけでは気付かない情報を把握し、児童や保護者の対応へ生かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年に3回、児童・保護者対象にアンケートを実施する。(6月, 10月, 1月) ○心のサポーターが、実績記録簿をもとに管理職に報告し、校内で組織的に取り組む。対応状況を記入し、確認する。(毎月2回)